

第五回

参第三号

日本国有鉄道法の一部を改正する法律（案）

日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十四条第二項を削る。

第二十一条及び第二十六条第二項中「第三項」を「第二項」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理 由

監理委員会の委員の任命を慎重ならしめるため、その任命について参議院の同意がなくても衆議院の同意のみで足るものとする現行の制度を改め、その任命については必ず両議院の同意を要するものとする必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。